

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成二十九年六月十六日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村上健司

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

取消年月日

首藤 信彦

すとう信彦と市民政治バンド

二九、四、三〇

中林美恵子

中林美恵子後援会

二九、五、一五

渡辺 隆

渡辺たかし後援会

二九、五、一九